

倉敷市立図書館における図書館資料の複写に関する要領

(改正 平成20年11月7日)

(目的)

第1条 この要領は、倉敷市立図書館の図書館資料の複写について必要な事項を定めるものとする。

(複写を行う者)

第2条 資料の複写は、館が利用者の求めに応じて行うものとする。ただし、倉敷市立中央図書館長が認めたときは、館内の所定の場所で、利用者が自ら複写することができる。

(複写の範囲)

第3条 複写は、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条の規定に基づき行うものとする。ただし、次の各号に該当するものについては、複写を認めないものとする。

- (1) 館長が指定する貴重なもの
- (2) 複写することにより破損のおそれがあるもの
- (3) 入手条件として複写を禁じられたもの
- (4) その他館長が複写に不相当であると認められるもの

(複写の要件)

第4条 複写は、利用者の調査研究の用に供するために、館が収集した資料を用いて、公表された著作物の一部分について行うものとする。ただし、発行後相当期間を経過した逐次刊行物に掲載された個々の著作物については、その全部についても行うことができる。

(複写の申込み)

第5条 図書館資料の複写を希望する者は、資料複写申込書（様式第1号）に複写しようとする図書館資料を添えて申込みを行うものとする。

(申込みの不受理等)

第6条 複写の申込みは、申込みの書類が不備であるとき、又は当該申込みがこの規則に違反しているときは、これを受理しない。

2 館長は、資料の状態等により複写が不相当と認めたときは、当該申込みに係わる複写の方法等の変更を求め、又は複写を行わないことができる。

(費用分担)

第7条 複写に要する経費は利用者負担とする。

2 第1項に規定する複写に要する費用は、別表のとおりとする。

(複写物の利用上の責任)

第8条 複写物の利用による著作権法上の責任は、当該複写物の提供を受けた者が負うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

使用紙サイズ	使用複写機等	金額（1面）
B5版からA3版まで	普通紙複写機（乾式）	10円
	カラー複写機	50円
A4版	白黒レーザープリンター	10円